

令和８年度 第１回安曇野市総合教育会議 会議録

日 時：令和８年５月28日（木）13：30～15：00

場 所：教育会館２階 会議室

<出席者>

安曇野市長 中山栄樹、教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 遠藤正志、
教育委員 羽田野賢二、教育委員 川北久美、教育委員 金子 孝

<補助のため出席する者>

教育部長 洞 武志、学校教育課長 櫻井義之、学校給食課長 小林良士、
生涯学習課長 財津達弥、文化課長 三澤新弥、
子ども家庭支援課長兼こども園幼稚園課長 丸山大輔、保育所長 平川美智子、
明北小学校長 浅川 浩、三郷中学校教諭 沓掛 隆、
学校教育課教育指導室長 山口隆志、学校教育課補佐兼教育係長 山浦功和、
学校教育課教育指導室指導主事 才田 亘、教育指導員 細萱 稔

<事務局>

学校教育課補佐兼教育総務係長 高橋 満、教育総務係主査 飯田佳子、
教育総務係主任 小日向瑞希

<傍聴者>

報道機関 １名
傍聴人 ２名

◎開 会

教育部長 皆さん、お疲れさまです。定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第１回総合教育会議を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます教育部長の洞と申します。よろしくお願いいたします。

本日の総合教育会議は公開として行いますので、よろしくお願いいたします。

また、会議録作成のため、ご発言の際はお名前をおっしゃってからご発言をいただくよう、
お願いいたします。

◎市長挨拶

教育部長 それでは、初めに、中山市長からご挨拶をお願いいたします。

市長 皆さん、こんにちは。安曇野市長の中山栄樹であります。よろしくお願いしたいと思います。

では、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。昨年度は、安曇野市教育振興基本計画や安曇野市こども計画の策定、安曇野市子どもの権利に関する条例の制定など、子どもの権利に関する取組が具体化した年でもありました。

本日の会議では、これら施策を踏まえ、子どもの権利に関する取組への課題や方向性などについて、皆様と意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、是非よろしくお願いいたします。

また、4月から開始したこども誰でも通園制度や、昨年度から開始された明北小学校の小規模特認校制度の状況についてご報告を申し上げる他、以前の総合教育会議においてご協議をいただきました文化・芸術プログラムの推進に関連し、現在開催中の日展安曇野展を中学生が鑑賞する様子のご報告を申し上げる予定であります。

本日は、限られた時間ではございますが、皆様との意見交換を通じて、さらなる教育振興への道筋を共に模索してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◎教育長挨拶

教育部長 ありがとうございました。

続きまして、教育委員会を代表して、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 本年度、第1回安曇野市総合教育会議の開催に当たりまして、教育委員会を代表してご挨拶申し上げます。

中山市長におかれましては、平素から市の教育行政に格別のご理解とご尽力を賜っておりますことに、厚く感謝申し上げます。

さて、今回の総合教育会議は、ここ南安曇教育文化会館をお借りして開催しております。この建物は、南安曇教育会100周年を迎えた昭和63年5月に落成をいたしました。私も含め、

当時の教職員の拠出金や旧南安曇郡、梓川村も含めてでございますけれども、それらの町村から多額のご支援も頂いてできた建物でございます。

さて、本日は、安曇野市子ども権利条例の制定を受けて、子どもの権利の周知啓発及び子どもの意見表明、社会参加の促進について、課題や方向性を協議していただく機会を設けていただきました。また、報告事項を4件用意いたしましたが、状況説明のために、明北小学校長、浅川浩先生、三郷中学校教諭、沓掛隆先生にもご出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

安曇野市教育委員会は、本年度、丁寧な行政説明、連携の強化、そして情報発信の3点を重点に取り組んでおります。本日、お手元にお配りしてございます安曇野市教育委員会だよりは、4月から各課連携の下、毎月発行を始めたものでございます。安曇野市の教育行政の状況や課題、成果等をより分かりやすくお伝えし、一緒に安曇野市の教育を前進させていこうと考えております。

では、本日の総合教育会議、どうぞよろしくお願いいたします。

◎協議事項

教育部長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、この会議の主宰者であります中山市長に進行をお願いいたします。

市長 では、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。

まず、協議事項の議案第1号、子どもの権利の周知・啓発と子どもの意見表明・社会参加の促進について、事務局から説明をお願いします。

教育部長 資料の説明につきましては、担当課長から行わせますのでお願いいたします。

子ども家庭支援課長 子ども家庭支援課長の丸山と申します。よろしくお願いいたします。

以降、着座にて失礼いたします。

私からは、一つ目の協議内容でございます子どもの権利の周知・啓発と子どもの意見表明・社会参加の促進についてご提案をさせていただきたいと思っております。では、よろしくお願いいたします。

まず、子どもの権利に関する一般的な内容、市の状況等をご説明させていただきまして、

それを受けまして委員の皆様にご協議、合意いただく内容、ポイントについてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

子どもの権利に関してご説明するわけなんですけれども、四つに分けてご説明させていただきます。一つ目が、子どもの権利の基本的事項、二つ目が、安曇野市の子どもの権利に関するアンケートと傾向、三つ目が、安曇野市子どもの権利条例の制定の経過、四つ目が、それらを受けて進めていくことと、この4点が主な内容になります。

それでは、早速、説明のほうに入らせていただきます。

お配りした資料の1ページをご覧くださいと思います。

1点目の子どもの権利の基本的事項ということです。

まず、一番重要なところなんですけれども、子どもの権利とは何というところかと思うんですけれども、そちらに書いてあるとおり、子どもの権利とは、「すべての子どもが生まれながらにして一人の人間として尊重され、自分らしく生きるために保障されている基本的人権」のことというふうにされております。

これは、その下に説明書きがありますけれども、1989年に国連で採択のほうをされました子どもの権利条例におきまして、全ての子どもを権利の主体と位置づけまして、大人と同じように尊厳ある存在であることを明確にしたことが始まりとされているということです。

また、その下にありますとおり、子どもの権利条約における4つの原則というものが定められておりまして、ご紹介しますと、一つ目が差別の禁止、いかなる理由においても差別をされないということ、二つ目が、子どもの最善の利益、その子どもにとって最もよいことは何か第一に考えることということです。三つ目としまして、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの命が守られ、医療、教育などの支援を受けることを保障すること、四つ目としまして、子どもの意見の尊重、子どもは自由に意見でき、その意見を尊重すること、この四つが基本的な考えということになります。

何か当たり前のことだなという感じなんですけれども、我々がこれから行っていく子どもの権利についての啓発する事業というのは、この基本的な考え方を達成することが目的なんだよということを忘れないようにしなければいけませんし、日々の教育事業においても同じかなというふうに考えております。特に教育行政におきましては、2番目のその子どもにとって最もよいことは何か第一に考える、4番目の、子どもが自由に意見でき、その意見を尊重することについては、日々の教育事業を行う中でも大いに意識していくところではないかと感じております。

こういった子どもの権利条例と四つの基本原則によりできた子どもの権利を大切にしていこうという考え方が、日本でもこども家庭庁が新設され、2023年にこども基本法やこども大綱が制定されるなど、子どもの権利を保障するための取組というのが進められているというところです。そして、各自治体におきましても、子ども計画を制定し、子どもの権利を含めた子ども事業の展開を図っていくものとなってございます。安曇野市におきましても、令和7年3月にこども計画というものを制定しているところでございます。

以上が、子どもの権利の基本的な事項ということになります。

続いて、2番目になります。

安曇野市の「子どもの権利」に関するアンケートと傾向についてご説明申し上げたいと思います。

ちょっとここでご紹介するのは、過去に行いました三つのアンケートなどの事例によりまして、安曇野の子どもたちが子どもの権利についてどんな知識を持っているか、ご紹介したいなと思っております。

資料の2ページをお願いしたいと思います。

まず、一つ目なんですが、令和6年7月に市内小学4年生から中学3年生2,534人に対して実施しました教育基本計画の策定に関するアンケートの問いの中で子どもの権利に関する部分についてです。

アンケートの内容なのですが、先ほどご説明しました子どもの権利の名前や意味について知っているのかというアンケートの結果ということです。

右上の円グラフ、子どもの権利を知っているかの問いについての結果からは、知っているは僅か22%、残り8%は聞いたことがないというような内容という状況でした。

また、下の横棒のグラフですけれども、子どもの権利の意味や内容の認知度、小中校別なんですけれども、見ていただきますと、小中校ともに7割ほどが知らない、または内容を知らないという傾向になりました。学年が上がるごとに知らないという割合が高くなっているという状況でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

令和8年5月に行いました「こどもの権利に関するアンケート」です。これは今一つ目にご紹介しました調査内容を基に、この5月に行ったものです。さっきのからちょうど2年後ということなんですけれども、今回は穂高東中学校の1年生から3年生にご協力いただきまして、380名からの回答ということです。

1 問目の問い、こどもの権利を知っているかについては、知っているが13.2%なので、9割が聞いたことがないというような結果となりました。

また、次の問いであります安曇野市に子どもの権利条例があることを知っているかということについては、「まったく知らない」が55.3%という結果となっています。

続いて、4 ページをご覧くださいと思います。

令和6年7月に行いました「子ども若者意見ひろば」で、来てくれた子どもたちからもらった意見の状況ということです。子ども若者意見ひろばとは、簡単に言いますと、自分の意見を発表し合う会で、子どもたちが自分の意見を持つこと、発表することの意味や重要性を認識してもらう目的で実施したものでして、子どもたちだけで話し合いを行ったものになります。市内の小・中学生24人の参加をいただきまして、約2時間半の話し合いを行ったというものになります。この話し合いには、市へのニーズですとか地域の課題解決の題材を用意しまして、小グループに分かれて話し合いのほうを実施しました。今回、話し合いが行われた後の子どもたちの様子に着目しまして、その声のほうをご紹介しますと思います。

まず、④の「子ども若者意見ひろば」に参加しての感想です。参加した児童・生徒全員が、自分の考えが広がったというふうに回答しております。「自分たちがさらにできそうなことを考えられた」「地域づくりへの関心が高まった」に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しておりまして、話し合いへの参加は満足した様子がうかがえます。

続いて、⑤番の意見ひろばに参加してみようと思った理由です。そこにありますとおり、自分の意見を言ってみたい、考えを広げたいという積極的な声も聞かれたという結果になっております。

⑥の参加してみてよかったことやうれしかったこと、勉強になったと思うことでは、自分の意見を言えた、いろんな人と話せた、交流できたよかった、友達がたくさんできた等、前向きな意見を多くいただいているところです。

⑦の参加してみて、また参加するまでに困ったことや心配だったことでは、参加するまでは初めて会う人たちとうまく話せるか緊張していた、楽しいということが分かればもっと参加する人が増えるのではなどという意見が出ておりました。

以上の三つの調査結果などをちょっとご紹介したんですけれども、前半の二つでご紹介した子どもの権利に関するアンケートからは、分かりますとおり、子どもの権利は全然知られていないんだなということと、ただ、子どもの権利条例というのが市にあるということは、半分の子どもが知っているんだなということが分かったと思います。

最後に、ご説明しました子ども若者意見ひろばに参加した後の子どもの声なんですけれども、子どもたちは少し不安はあるかもしれないですけども、そういった機会があれば思っていたより自分の意見を言える。言いたいし、聞いてもらえるのがうれしいんだなということをおっしゃっていること、つまり、意見を言うことに対して割と積極的ではあるんだなということが分かるかと思います。

続いて、③にいきます。③は、安曇野市子どもの権利に関する条例制定の経過についてです。

資料6ページになります。

安曇野市子どもの権利に関する条例の経過につきましては、資料の5ページから10ページにありますように、令和5年11月から令和7年9月までの非常に長い期間検討されてきた結果制定されたというものになりまして、現在、議長である増田望三郎議員さんを中心とした当時の福祉教育委員会の議員さんが中心となって進められてきました。始まりは、令和5年12月の福祉教育委員会協議会における政策提言のテーマを子どもの権利にしたことを皮切りに、市協力部局との意見交換、あと、市内小・中学生への意識調査、高校生との意見交換、他市の条例状況の視察ですとか、福祉教育委員会内の条例案の検討などを何回も重ねて進められてきてまして、令和7年9月には議員提案の市の条例として議会のほうへ提出されたということになります。

今この資料の5ページから10ページに、表が、やった経過が載っているんですけども、ご覧になれば分かりますように、本当に数多く協議のほうを行って完成にこぎ着けられたということもありまして、関わられた議員の皆様は大変な熱意を持たれて取り組まれていた姿が印象的でした。本当に頭が下がる思いです。

続いて、11ページのほうをご覧いただきたいと思います。

これは、市の全体としての子どもの権利に関する計画の状況ということが載ってございます。先ほど市長のおっしゃられたとおり、ご覧いただくと分かるとおり、令和7年度には安曇野市の教育振興基本計画、安曇野市こども計画、安曇野市子どもの権利に関する条例、柱である三つの計画等、施行のほうを行っていただくという状況です。こういったものを受けまして、安曇野市としましては、いま令和8年度になりますが、今年度から本格的に子どもの権利に関する施策のほうを進めていくということにしております。

続きまして、条例の本文についてご覧いただきたいと思います。

資料の12ページ、13ページをご覧いただきたいと思います。

これは、安曇野市子どもの権利に関する条例の本文になります。

条例の前書きの中ほどに記載があるんですけども、ちょっと読み上げますが、私たちは、一人一人かけがえのない存在である子どもたちが、安曇野の豊かな自然環境、地域のつながり、そして先人から受け継がれた文化や芸術に触れ、ふるさとの安曇野に愛着と誇りを持ち、自分らしい人生を築き、自ら行動する主体者として地域や社会に関わりながら育つことを心から願います。こうあるので、安曇野市としての独自性というのをここに出しているのかなというふうに考えております。

また、3条には、先ほど一番最初に触れましたけれども、子どもの権利条例の4原則に基づきました基本理念を掲げ、第4条につきましては、安曇野市独自に子どもの権利条例締結日の11月20日を安曇野市子どもの権利の日ということで定めることで、市民が毎年子どもの権利について考え、理解を深められる機会というのを設定しているのかなという部分になります。

この条例は、本当に短いというか、1条から8条までになっているということで、基本的には理念的な内容が主となった条例ということになってございます。

次に、14、15ページをご覧いただきたいと思います。

これは、政策提言書というものになります。これは条例とともに議員さんから提出されまして、この理念的な条例を補完する意味で、子どもの権利に関してこれから市で行っていくべき具体的施策というのが打診されております。

4番の政策提言では、大きく四つの内容が記されておりまして、①子どもの権利について、市民へ周知・啓発し、理解を深めること、子どもの権利の日を中心に講演会などを通じ周知・啓発の取組を行うこと。リーフレットを作成し、周知・活用すること。②としましては、子どもの相談窓口と救済機関について、子ども向けの相談窓口の周知の徹底ということです。③としましては、子どもや若者の声を市政に反映する仕組みを検討すること、子どもが主体的に自分の考えを述べることができるよう、意見形成を支援すること、政策づくりや学校及び地域活動に積極的に関わられるよう支援すること。④としまして、市民や各種団体と連携して、子どもたちが自然体験、伝統文化、芸術・スポーツ、ICTなどの活動を通じて多様な価値観に触れ、学べる機会を提供・支援すること、こちらが掲載のほうをされているものになります。

今簡単にご説明しましたけれども、以上が安曇野市子どもの権利条例と政策提言というもののになります。

こちらを受けまして、次に、15ページの5番、市で進めていくことをご覧いただきたいと
思います。

今ご説明させていただきましたことを踏まえまして、安曇野市では、安曇野市子どもの権利条例初年度である令和8年度から、現在市で行っている子ども関連の事業において、子どもの権利の趣旨というものを取り入れていきたいというふうに考えております。そのために、下にキーワード等があるんですけども、一つのテーマと捉えて事業に取り組んでいきたいなというふうに考えております。そのキーワードなんですけれども、子どもの権利とは何かというのをまず知ってもらうこと、これを一つのまず基本的なテーマにしていきたいなというふうに考えております。といいますのも、先ほどのアンケートでもありましたけれども、この言葉の浸透率は1、2割ということで、何しろこの子どもの権利という言葉が知られていないというふうに思っております。

また、この子どもの権利、子どもたちがこの子どもの権利について知らないということは、今自分自身に対して先ほどの4原則が守られているのか、そういう疑問すら湧いてこないのかなというふうにも思います。先ほどからご説明しているとおり、この4原則というのは、人権に関する最重要事項なのかなというふうにも考えますので。ですから、まずこの子どもたちに子どもの権利の内容を知ってもらって、次に、私は今この子どもの権利が守られているんだとか、私、実は守られていないのではないかという疑問を持つことで、もし守られていないと考えるならばという、改善につなげていけるというふうに考えております。ですので、まず、知ってもらうことについて、重きを置いて啓発活動のほうをしていきたいなというふうに考えております。

こういった考えから、この令和8年度については、市でやることがそこに二つ書いてありますけれども、啓発リーフレットの制作と、配布による啓発のほうを行いたいと思っております。もう一つは、子どもの権利の日、11月20日近辺で啓発イベントの実施、この二つを令和8年度は主にやっつけようかなというふうに思っております。要は、簡単ですけども、子どもの権利の基本的事項から、市の条例、市の事業予定の説明ということでさせていただきますと思います。

以上、説明を踏まえまして、委員の皆様にはご意見のほうをいただきたいなというふうに思っているんですけども、意見をいただきたい内容については、次の2点を説明させていただきました。

まず、1点目なんですけれども、子どもの権利の周知・啓発方法についてです。それとい

うのも、何というか、子どもの権利という言葉もその意味も何となくぼんやりとしているというか、何となく意味が分かりにくいなという感じがしますし、大人も子どもも簡単には興味を持ってもらいにくいものというようなちょっと心配があります。ましてや先ほどご説明しましたように、11月20日の子どもの人権の日近辺に啓発イベントをやりたいと考えているんですけれども、今の理由から、子どもの権利啓発の単独イベントというのをやったとしても、集客がなかなか難しいのかなというような不安もちょっとあります。現時点では、ほかのイベントのタイアップによってやっていこうかなというふうなところも考えているんですけれども、他に何か良い啓発方法があるか、少し関連する事項でも結構ですので、ご意見をいただけたらありがたいなと思っております。

また、イベントの開催に限らず、この啓発活動に生かせる何か効果的な啓発方法ですとかあれば、併せてご意見をいただけたら幸いかと思っております。

続いて、2点目ですけれども、2点目の協議いただきたい内容は、子ども施策への子どもの意見表明・社会参加についてという内容です。ちょっと難しいような話になるんですけれども、というのも、こども基本法という法律があるんですが、そこの第11条に、子ども施策に対する子ども等の意見反映の必要についてということで定められております。15ページの一番下の四角で囲ったところに条文があるんですけれども、子どもの意見を聞いて、その意見を施策に反映させると、簡単に言葉で書いてあるんですけれども、本当に難しいことだなというふうに担当としては思っております。例えば、子どもからの意見が実現不可能なものであったりもするでしょうし、また、子どもから意見が複数出されて収集がつかなくなったりだとか、二つに割れてしまったりだとか、そういった状況が予想されるんですけれども、そんなことを言っていると、子どもから意見を聞くだけのパフォーマンスになってしまうのではないかと、結局、大人の意見になってしまうのではないかと、こういった落ちになってしまうのかなということまで考えられるのかなと思って、心配しているところです。

ついては、うまく子どもの意見を引き出して、その意見をうまくまとめ、うまく施策に反映させるやり方とか考え方があるのかな、なかなか難しい話だと思うんですけれども、そういったところから、自らのご意見をいただけたらありがたいというふうに考えております。

すみません、一方的にしゃべらせていただきましたけれども、事務局のほうからは以上になります。

市長 ただいま事務局から説明がございました。

この議題は、今2点、事務局のほうからお願いがございましたけれども、まず、子どもの

権利の周知・啓発についてと子どもの意見表明、社会参加の促進について、分けてちょっと取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いします。皆さんのご意見をお聞きしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、初めに、子どもの権利の周知・啓発について、ご意見がございましたらお願いをしたいと思いますが、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

羽田野委員 委員の羽田野です。よろしくお願いいたします。

先ほど、子どもさんのアンケートを取られたということなんですけれども、これは保護者の皆さんですとか、大人の方へのアンケートというのはやられたことはありますか。この条例についてというか、子どもの権利について。

子ども家庭支援課長 子ども家庭支援課、丸山です。

私が知っている中では、やっていることはないと思います。

羽田野委員 ありがとうございます。では、それを受けてなのですが、私は、何か周知・啓発をしていくときには、誰にどのように伝えるかということがとても大事だというふうに考えていて、先ほどの事務局の説明の中では、子どもの権利という言葉、その意味について、子どもの方、子どもはまだ十分広まっていないというふうにありました。また、私が思うに、大人のほうもまだ十分にこのことを分かっていないのではないかと、聞いたことはあるけれども、内容がよく分からないという方も少なくないのではないかなというふうに思います。

そうした中で、私どもでチラシですとかリーフレットを配るだけではなかなか関心や理解にはつながりにくいかなというふうに思っていて、大切なのは、伝える相手を意識してその根本からして丁寧に伝えていくことだというふうに考えます。私自身は、ふだん事業者の支援に携わっている仕事をしているんですが、事業者に対する各種制度の案内等は、ただ配るだけではなかなか伝わらなくて、やはりこれは自分に関係あるというふうに感じてもらえたときに初めて関心が生まれるものだというふうに思っています。子どもの権利の周知も同じように思っていて、要は、大人も子どもも自分ごととして受け止められることがとても重要ではないかなというふうに考えます。

私は、スポーツ少年団の指導者をしているんですが、子どもたちと関わる中で、地域の大人とか指導者、保護者の言葉遣い、その接し方が子どもたちの安心感ですとか自己肯定感に大きく影響するということを肌身を持って感じているのですが、そうした意味で、今後その子どもの権利というものを伝えていく良い機会が、部活動の地域展開だというふうに思いま

す。地域クラブの中では、学校の先生以外の大人が子どもと関わる場面、これからますます増えてくるかというふうに思っています。ただ、この機会を、子どもの権利を広げるチャンスとして生かしていけばいいのではないかなと思っていて、例えば、今指導者の登録、認定の仕組みがどのようになっているのかちょっと分からないのですが、子どもの権利に関する研修を取り入れること、それも一つ登録、認定の中でやっていけたらいいのではないかなというふうに思います。それをする事で、形式的なものではなくて、現場で本当に生きる理解につながっていくものになっていくのではないかなというふうに考えます。

子どもたちへの周知なんですけど、条例の言葉ですとかその中身をそのまま伝えてもなかなか分かりづらく、日常の生活の中で分かりやすく伝えていくことが大切だというふうに思っていて、例えば、自分の意見を言っているんだ、嫌なことは嫌と言っているんですよ、困ったときには助けを求めていいといったようなことを、丁寧に優しく伝えていくことが必要ではないかなというふうに思っています。

いずれにしても、子どもの権利は、条例をつくって終わりにするというのではなくて、地域全体の文化として少しずつ根づかせていくことが大切ではないかというふうに思っています。そのためには、まず、子どもに関わる大人がその理解を深めて意識を高めていくこと。そして、大人も子どもも、先ほども言いましたが、自分ごととして捉えられる周知・啓発を進めていくことが重要だと思います。各種の施策策定に当たってその辺のところを意識していただければというふうに思っています。

以上です。

市長 ありがとうございます。

これはご意見だけお受けしておけば良いですか。

羽田野委員 そうですね。

市長 いいですか。はい、ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。はい、どうぞ。

川北委員 委員の川北です。よろしくお願いします。

議案第1号の資料の3ページのところのアンケートにもあるように、この貴重なアンケートにもあるように、質問2のところでも、聞いたことがある、全く知らないという方だけでも73.5%になるので、本当に知られていない、まだ分からないという方がすごく多いということが分かりました。令和8年度に市で予定している事業として、啓発リーフレットの制作や配布などがあると思います。大人向け、子ども向けの分かりやすいリーフレットを作成し、

周知・活用することは、とても大事な取組だと思います。しかし、ただ配布するだけでは、家に持ち帰っておうちの方に渡して、その後ご家庭の判断に任せるという、それだけではちょっともったいないなというふうに思っています。

昨年の交通安全クイズのように、親子で一緒にクイズ形式の問題に取り組むような形で、関心を深めて家でも話題にできるようにしてもらいたいんじゃないかなと思います。今現在、小・中学校の連絡の手段はt e t o r uになっていて、幼稚園、こども園もまた全体連絡の方法があると思います。あと、高校でも全体の連絡方法があると思います。例えば、リーフレットの配布に合わせてお知らせの中でグーグルフォームをつくってリンクを貼って、子どもの権利クイズのような形で、親と子が一緒に取り組める分かりやすい企画を考えるのはいかがでしょうか。ポスターやリーフレットなどは、学校や児童館の他には図書館や体育館利用の方に向けて準備するのが効果的ではないかなと思います。

以上になります。

市長 ありがとうございます。

他にご意見はございますでしょうか。どうぞ。

金子委員 教育委員の金子です。よろしくお願いします。

私、この課題をいただいたときに、1889年ですか、子どもの権利条約が日本で批准されたというときのことをちょっと思い出してみたいです。当時、高校の教員をやっていたんですけども、そのときに、やはりこれは日本で批准されるのが是か非かというようなところを含めてちょっと議論になったのを思い出します。というのは、日本で批准されたのは158番目で、5年くらいかかっているんですね。それが出たときに、果たして日本では子どもたちに生きる権利だとか、育つ権利だとか、守られる権利だとか、参加する権利というのはある程度確保されているのではないかなというふうな考えだったんですよ、当時は。ですから、この子どもの権利というのは、いわゆる大変な国、いろいろなことで大変な国の子どもたちに向けてではないかななんていうふうな意見があったんです。そして、日本ではこういった子どもの権利をすることで、逆にわがままになっていくんじゃないかなというふうな意見もあったのもたしかです。

そうしたことの子どもたちの考え、また、社会を考えていったときに、やはり先ほど羽田野委員が言われたように、どこへ伝えるかということ、やはり子どももあるんですけども、保護者、地域の方々にこの条例の意味というのを分かってもらうというのが、まず大切なことではないかなというふうに思っています。ですので、様々な手を尽くして、例えば、リー

フレットから始めてホームページで周知するとか、各地域で行われている小さな行事の中でも、この条例の説明という目的ではなかったにしても、何かこう、人権教育とかというのが各地域でも行われているんですよ。そういうときに、少しずつでもこういう条例があつてこういう意味なんだというようなことを伝えていって、焦らずにやっていったらいいんじゃないかなというふうにも考えています。ですので、挙げていけばいろいろあるんですけども、あらゆる手を使ってなるべく多くのところで知ってもらおうということが大切ではないかなというふうに考えました。

以上です。

市長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

遠藤委員 委員の遠藤です。お願いします。

資料を見させていただき、改めて令和5年の11月から今年の3月までの条例の施行までの経過を見させていただき、当時の福祉教育委員さんの皆さんのご苦勞に改めて感謝したいと思います。

先ほどの説明で、子どもの権利とか条例の重要性は十分理解した上で、今年がとにかく1年目ということで大事に考えていかなきゃいけないと思うんですけども、その中で、この周知・啓発方法について、具体的な提案といいますか、私の考え、こんな方法はどうかということをお話ししたいと思うんですが、一番の当事者である子どもへの周知・啓発と、その条例を理解して協力者となってもらわなくてはいけない保護者や地域の方への周知・啓発、この両面で考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それで、まず、子どもへの周知なんですけど、最も効率的な方法は、作成予定のリーフレット等を、他の資料もあるかもしれませんが、そういうのを基に、各校で例えば周回形式で周知していくのが一番効率的かと思います。各学校には、1年間の中で人権学習週間みたいな、週間、月間みたいなものもありますし、そういうところでもって市としての今の考えを正しく伝えて理解してもらうには、一番は市の担当者が学校へ出向いていって、その集会でお話をしてもらうのが一番いいかと思いますが、17校というのはご苦勞になってしまいます。または、各校には人権教育係というのがありますので、人権教育係の先生を集めて、こういう話を子どもにしてもらいたい、こういうことを市が今考えているということを子どもに伝えてもらいたいということを、ちょっと研修みたいな機会を設けていただいて、その上で各校に持ち帰って話をしてもらうというのも一つかなということを思いました。

次に、保護者や地域の方への周知ということなんですが、これは今の子どものように集めて話をするというのはなかなか難しいし、集まらないという可能性もありますので、例えば、毎年12月の上旬に人権の集い、人権講演会ですかが行われていると思うのですが、それを今年度に限ってはこの子どもの人権に特化して、その権利や条例に関する内容のものにしてみるのも手かなということを思います。人数的には限定的なものになってしまいますけれども、一つの王道なのかなということを思いました。

あと、付け加えなんですけれども、啓発のリーフレットなんですけれども、大きさとかデザインとかレイアウト等、いろいろ考えていただいて、是非インパクトのあるものにしていただきたいし、それをベースにしたポスターみたいな、ずっとある程度の期間、市内の大事なところに掲示できるようなポスターをつくっていただくのもいいかなということを思いました。

以上です。

市長 ありがとうございました。

他によろしいですかね。ご意見ございましたら。よろしいですか。

さっき委員の皆さんにも伺ったけれども、さっきの15ページのところで、市で進めているというところに、事業での周知とかとあったんだけど、今委員の皆さんからの意見と同じような意見になっちゃうけれど、各学校で授業の中で周知すると、そういうのは難しいことかな。ちょっと学校の授業の環境は分からないんだけど。今思ったんだけど、全体もそうだし、何かの学習の中で、各学校の授業でやるということも可能なら、それも一つの方法だと思ったけれどもね。

それから、もう一個、さっきこれも委員さんから言っていたけれども、人権教育の各公民館を回っていますので、ああいうところでもちょっと子どもの権利条例の関係も含めてお話をさせていただきたいという、公民館のほうとの連携もやっぱり必要ではないかと感じたところであります。一応、意見という形でお願いします。

子ども家庭支援課長 すみません、学校現場のほうから、ちょっと授業で取り扱うということについて……

市長 可能かどうかということだよね。

明北小学校校長 明北小学校の浅川です。学校現場のことで、毎年大体、11月に各校で人権月間とかそういうことで、特に人権のことを大事に扱っていかうことをやっています。そんなところでうまく学校のほうでも広報していければ、人権のことをやっていける可能性

があるのかなということを、今改めて感じました。

以上です。

市長 ありがとうございました。

その他、よろしいですかね、次に進んで。

(発言する者なし)

市長 では、ご意見ございませんので、続いて、先ほど申し上げた子どもの意見表明、子どもたちの社会参加等について、皆さんから何かこういうことをやったらどうかというご意見がございましたらお出し願いたいと思います。昔、ご意見で、安曇野市では中学生議会という、あれは一つだよね、子どもたちの意見。あれもちょっと今、あれはコロナで中断したのかな。

市長 キャリアフェスティバルに替わったのか。そういうのも前は意見がありましたけれども、その他に、皆さん、どうですか。

遠藤委員 委員の遠藤です。

先ほどの周知よりも難しい、ハードルの高い中身じゃないかなということだと思います。

それで、先ほどの説明にもありました令和6年の7月に、子ども若者意見ひろばですか、その説明を聞いて、いいなというふうに思いましたし、実際に子どもたちの感想の中にもいい感想が出ていますので、せっかく1回やっていい形で成果が出ていますので、こういうようなものを、例えば、単発で終わるのではなくて、何か月に1回とか、毎回このテーマを変えたり、または子どもたちからの要望にも出ていますけれども、PRをもっとして、こういうものを開催するのはどうかなということを思いました。今話が出ました中学生議会とか、非常に成果を得た事業だったと思います。議会から今度はキャリアフェスティバルに変わって、これもまた毎回毎回すばらしい成果を上げていますが、こういうものになると、大々的なものになって、準備とかそういうものもすごい必要になってきますし、参加するほうもちょっと構えてしまう部分というのがあると思いますので、そんなに大々的なものにならない程度で、希望者が気軽に集まって市政に関してフランクにものが言い合える場の提供というのは一つどうかなということを思いました。

それで、これも付け加えなんですけれども、市内の小・中学校では、現在、この市政に関してまではいかないんですけれども、まさにこの意見表明とか社会参加という言葉を使えば、それを実践している学校というのが幾つもあります。例えば、ある中学校では、学校の決まりについて生徒会が中心になって話し合って、生徒同士がそれを尊重し合っている学校もありますし、ある小学校では、委ねるという言葉、子どもに委ねるということを合言葉にし

て、やはり生活の決まりとかトラブルの解決、学校行事の内容等を生徒たちに考えさせているという話を学校訪問等で聞いて、すごいなということを思いました。こういう経験を積んだ子どもたちでしたら、こういう新しい話合いのテーマ、方向性さえ示せば、きっと頼もしい意見交換ができるんじゃないかなということを感じました。

以上です。

市長 ありがとうございます。

他にご意見はございますでしょうか。

羽田野委員 委員の羽田野です。

この意見表明、社会参加の促進ということで、本当に非常に難しいテーマだなというふう
に考えながらなんですけれども、先ほどのお話にもありました子ども若者ひろばで、いい内
容だったということで、これも一つなんですけれども、こういう例えば集まりですとか、そ
ういうところというのは、意識の高い子どもが集まっている、そのアンテナが張っていて、
そのことについて勉強したい、話をしたいという人たちが集まっていたらいいと思っ
ていて、本当の子どもの権利を追求する本質のところと言うと、ここに参加できない、意見が
言えない子どもたちが意見を言える、その意見を拾うというような仕組みづくりをしてい
かなければならないんじゃないかなというふうに思っていて、そういうことがどういうこと
ができるのかと、具体的にはちょっとまだ頭に浮かんでこないですが、そういったところを意
識していただければいいかなと思います。

やっぱりその意見表明をする中で、大切なのは大人側の受け止め方だと思います。
子どもたちは意見を言っているよと言われても、実際には大人の表情だとか周りの空気をよ
く見ていて、私もスポーツ少年団で子どもと関わっている中でも、子どもたちは意見がない
わけではなくて、言ったら否定されないかとか、変に思われないかなというふうに考えてい
てなかなか声が出ないことが多いというふうに感じています。そのときに、やっぱり大人が
まず受け止めることが大切だと思っていて、どうしてそう思ったのか、その考えでいいよね
というふうに受け止めることが大事だと考えていて、そうしていくうちに、子どもたちは少
しずつ安心して自分の考えを話してくれるようになっていきます。逆に、大人が最初からそ
の答えを決めてしまうと、子どもたちは本当にこう大人に合わせた答えを探すようになって
しまうので、そういったことを注意していかなければいけないのかなというふうに思ってい
ます。

あと、大事なことというか、子どもの意見を例えば聞いたときに、聞いて終わりにしない

ということが大事だと思います。こういう意見があった、ここはこのように取り入れました、ここは難しかったのでちょっとできなかったという、丁寧に例えば返していく、子どもたちの最後に答えを返していくことで、自分たちの声がしっかり伝わっていると感じるができるようになってくるんだというふうに思っています。

子どもの権利を守るというのは、子どもを守るということではなくて、一人の主体として尊重して地域や社会を共につくる存在として関わっていくということは、大人としてしっかり考えていかなきゃいけない、そのために私たち大人が子どもの声を受け止める姿勢を改めて見詰め直すことが本当に必要じゃないかなというふうに思っています。子どもの意見を求めて社会参加を進めていくということになると、大人はその子どもの意見によって自分の考えだとか計画が変わることもあるというような気持ちを持つことも必要じゃないかなというふうに思っています。この安曇野市が形だけではなくて、本当に実感のある子どもの参画を進めていくためにも、先ほどの啓発のところでも言ったのですが、やっぱり大人の意識の改革をしっかりと始めていくことが重要じゃないかなというふうに思います。

市長 他にございますでしょうか。

どうぞ。

川北委員 委員の川北です。よろしくお願いします。

本当に難しくて。さっきの市民ひろばもすごく私もいいなと思っています。この質問や意見を聞かれたら答えるということは、小・中学生、高校生も投げかければできると思うんですよね。ただ、問題はやっぱりこの生活の中で聞けないとか、言うところないとか、諦めている子、意見を聞かれないと出ないとか、そういう場合の意見を言える手段があるといいなと思っています。例えば、安曇野市のホームページの項目の中に子どもの権利に関する条例というのをつくって、意見を書き込める、言えるフォームがあったらいいなと思います。ちょっと大変で様々な問題や、大変だと思うんですが、子どもたちが意見を言える、聞いてもらえるという環境づくりや準備をすることも大事なのかなというふうに思っています。

あと、小・中学校ではクロームブックがあるので、そこでつくってある質問とか意見を言うというのもできるのかなというふうに考えました。

以上です。

市長 ありがとうございます。

他にいかがですか。どうぞ。

金子委員 委員の金子です。

先ほども言われたように、子ども若者ひろばについては、非常に結果というか、アンケートの結果がいいなというふうに、自分の考えが広まったというふうな、三つですか、ありまして、非常に頼もしいなと思うし、これをまた続けていただければなというふうにも思っております。

それと、もう一つは、やっぱり子ども各自が自分は参加している、あるいはそこに何か意見が言えているという実感があれば、なおいいんじゃないかなというふうに思っています。例えば、今安曇野市でも伝統行事が成り立たなくなっているというふうなことがございます。その主催者のほうで、困った困ったどうしようかというふうな悩みを抱えているというふうにも聞いております。そういったところで、では、子どもにどうやって参加してもらおうかというふうに考えているんですけども、そうでなく、その前から、ではどうしようかという段階から含めて、子どもと一緒に悩んでみるというふうなところをやっていったらどうでしょう。小さい集団の中だと、割合自分の意見なんかも言いやすいんじゃないかなというふうに思っております。

あと、もう一つ、条例の中で、私やっぱり一番目を引いたのが、5条にうたわれている自らの権利を尊重とともに、他者の権利を尊重するように努めるものとするという条文があるんですけども、これがやっぱり一番ではないかなというふうに思います。ちょっと過去の例というか、経験したことなんですけれども、実は、先ほど述べた1889年ですかのときに、これは日本が批准したというときに、割合高校で敏感に反応しまして、そのことについて一体何ができるのかというふうな議論があったんです。その当時は全員というわけに本当じゃないんですけども、当時の生徒会を中心に、あるいは教員も含めてどういうふうなことが今この批准に対してできるだろうかというのを、数年議論しました。その中で出てきたのが、学校のスローガンを考えてみようじゃないかということで、たしか3条ほどだったと思いますけれども、その学校でスローガンを考え、その後、そのスローガンを何々学校憲法みたいな形でつくりました。それがその後幾つかのこの中信地区の学校に広がって、各自の校則どうのこうのではないんですけども、自分たちで何ができるのか、何をしたいのか、何に関してはすべきなのかということ考えたスローガンを考えて、それをずっと引き継いで大切にしていこうというふうなことを行いました。

それと、もう一つは、今高校で卒業式というのは、ほとんどが二部形式で行われています。それ以前は、卒業生は前日に3年生を送る会というような形で行って、次の日にいわゆる卒業式を行ったというふうなことが普通だったんです。やはりその時点で、生徒のほうからい

わゆる形式的なものだけではなくて、卒業式をつくれなどうかというふうな議論になりました。そのときに、やはり設立まで、二部形式になるまでは数年かかって議論をしたんですけれども、そのときに、結局、結論的には一部で卒業式があり、二部のほうで送る会というふうな形で、生徒中心な企画したものをやる、それを卒業式としようじゃないかというふうな形で行っています。今も恐らく引き継いで、それが行われているんじゃないかと思うんですけれども、そういったことで、結構学校のほうにも生徒の意見を言ってきたというふうなことはありました。当時はまだ今と異なって、探究学習だとかということがなかった時代で、自分たちの考えを独自で伝えるということはなかなかなかったんですけれども、やはり生徒だけでは厳しかったのかな、そこにいる生徒会の顧問だとか、学校だとかという関わった人たちも一緒になって考えて改革していくというふうなことがあって、初めて変えられたんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、今の中学生や小学生、その探究学級で自分の意見を述べるということをやっているもので、もう少し進んだ形でいろいろな意見、事例も、先ほど遠藤委員が言ったような事例もあるものですから進めていけるんじゃないかなと思いますけれども、そこにはやはり関わる人たち、学校関係者を含め保護者、地域の方々といった方々と一緒になって考えて進めていくという形がいいのではないかなんていうふうに思いました。

以上です。

市長 他にご意見はございますでしょうか。

(発言する者なし)

市長 ないようですので、この条例で、先ほどから、昨年9月に議会のほうから提案されて可決されて、まだそんなに1年もたっていないものですから、これから先ほど委員の皆さんからありましたけれども、徐々に浸透させて市民の皆様に理解してもらわなきゃいけないと思っております。それで、条例の第1条に、市、市民及び議会の役割を明らかにして、大概が連携して、先ほどから、委員の皆様からご提案いただいた中でもそうですけれども、市だけじゃできないと思うんですよね。だから、ここにあるような、資料にあるような、他のいろんなものを模索する中、連携してお互いに協力してやるイベントもあると思うのですから、そういうものを含めて徐々に周知をしていけばと思っておりますけれども、教育委員会の意見をいいですか。

そういうことも一つの方法ではある。1条からやるね、みんなで連携していかなきゃという、そういう面も一つの方策ということだと思います。

では、他にご意見、よろしいですか。

(発言する者なし)

市長 よろしければ、教育長。

教育長 今日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。改めて、子どもの権利はと問われると、誰しも難しい感じを抱いてしまいます。子どもにとってはなおさらではないかと思うわけです。実際、学校で権利ということについて本格的に学ぶのは、小学6年生、あるいは中学3年生の公民的分野の学習で、日本国憲法に絡めたところでこの件について正しい知識を学ぶわけですが、そんなことを考えると、まだまだ権利と言われてもぴんとこないというのは、子どもも大人も同じかもしれません。だとすれば、子どもの権利については、安曇野市はゼロからスタートなのかというふうに考えると、私は全くそんなことはないと思うんですね。今各学校では、子ども中心の学校にしようという、こういう合言葉で、長野県の学校全てそういう方向で取り組んでいるわけです。

本当に分かりやすい例で言うと、子どもたちが楽しみにしている給食に希望献立というのがあります。通常は栄養士さんたちが考えた給食メニューが提供されるんですが、年に何回かは子どもたちから意見を聞いてアンケートを取って、そして主菜、副菜、いろいろ子どもたちの意見を取り入れながら、希望の献立に沿うようなものを提供しております。その日は子どもたちも一番うれしい日で、全てが全部思いどおりになったとは限らなくても、その中のいずれかは必ず自分の思いが通ったようなメニューになって、そんなことを考えると、子どもの意見を聞いて、そして大人がそれを何とか実現しようと努力して、そして楽しさ、喜びを味わえる、そんなことをしていることも、これは子どもの権利ということであれば、立派な実践の一つではないかなと、私はそう思うんですね。そんなふうに今行っていることをこの子ども権利条例と照らし合わせて評価をしてみたりとか、あるいは位置づけてみたりすることによって子どもの権利を尊重するということは、今までもやってきたけれども、でも、こういうことはまだ不足しているとか、こんなことはこれからももっとやるべきだなというような課題が明らかになるのではないかなと、そんなことを思っています。

また、同時に、子どもが自らの意思を持って自ら考え判断して、地域や社会との関わりを持ちながら、主体的に行動しているのかどうかということは、一人一人の子どもの姿を見たり、子ども一人一人の声を聞いてこそ分かることだと思います。ですから、そういうこともこれから大事にしていかなきゃいけないなと思っています。

最後に、安曇野市の明科地域の3校が、長野県教育委員会からウェルビーイング実践校に

指定をされまして、今チャレンジと探究でふるさと明科を心に刻む明科教育を目指して取り組んでおります。そこにこういうことが書かれています。「子どもたちが願う学校の姿の実現、そのために生徒会と職員との学校づくりに関わる懇談をする、子どもたちが願う学校づくりに関わる児童・生徒アンケートを実施する、児童・生徒の願いに基づく児童会、生徒会を運営する」こんなことが具体的に計画として上がってきております。安曇野市はそういった前向きな取組もあるということが、この子どもの権利条例とうまく併せて、今あることも自信を持って進めていいんだし、そして、このことは安曇野市の子どもを大事にする施策の一つだということがアピールできればうれしいなと思います。

本日いただきました具体的な、そして前向きなご意見を基に、担当課や学校、園、家庭、それから地域の皆さん、さらに子どもたちと一緒に今後の施策の展開を図ってまいりたいと思っております。本日は、誠にありがとうございました。

市長 それでは、議案第1号については、これで閉じさせていただきたいと思います。

◎報告事項

市長 それでは、(2)の報告事項に入らせていただきます。

報告第1号につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の櫻井です。どうぞよろしくお願いします。

以降、着座で失礼いたします。

それでは、資料17ページをお願いいたします。

報告第1号、小規模特認校制度の状況についてご説明いたします。

まず、1、制度導入の経緯についてでございます。

現在、安曇野市では、小学校10校、それから中学校が7校ございます。これは平成17年度の5町村合併以来、変更はございません。合併した町村の規模ですとか学校設置の考え方、それから地域背景などもございまして、特に小学校においてはその規模、児童数に大きな差がございます。このことは学校それぞれの特色につながる一方で、小規模の学校におきましては、市全体の児童・生徒数が長期的に減少していくことと併せまして、常に存続に関する話題というのがつきまとっているような状況がございました。学校の存続につきましては、単に学校の問題というわけではなく、地域社会の身近なところで子どもたちの姿や声が感じられないという状況につながります。

令和4年度の総合教育会議におきまして語られました「小学校が消えると地域の活力が失われる」という当時の市長の強い思いをきっかけといたしまして、小規模特認校制度の導入について議論が始まったという経緯がございます。小規模の学校であることを逆手に取り、どのようにしてこれを強みとして打ち出し、それから、それを子どもたちとその保護者の方に訴えていくことができるか、そういったことが課題になったわけでございますけれども、学習への手厚さといったところだけでなく、実際、今の子どもたちの中には、大人たちが社会生活でストレスを抱えるように、学校で集団生活になじめず、ストレスを抱えている、そういったお子さんがいらっしゃいます。耐性のない幼いお子さんの心身に対して、無理に指定校への通学を促すこと、そういったことが必ずしもよい結果にはつながらない、このようなお子さんに、小規模の学校ならではの学校生活で伸び伸び生活できる環境を提供できることを示してまいりました。

加えまして、明科地域の自然を生かしました学び、それから、地域に浸透しております「信州やまほいく」、そういったものも合わせまして、特色ある学びの実現を期待できることから、定例教育委員会での承認をいただきまして、令和7年度から制度運用を開始いたしました次第です。

続いて、2の小規模特認校制度による就学者数についてご説明いたします。令和7年度は6名就学をいたしまして、うち新入生は4名でした。2年目となります令和8年度、今年ですね、11名が就学をいたしまして、そのうち新入生は10名でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料18ページをお願いいたします。

新入生以外にも、少数ではありますが、就学、転校といえますか、児童がおります。現在では、5学年以外の学年で合わせまして17名在籍をしております。就学者数につきましては、前年度よりも大きく増えておりますが、まだ2年目ということもございますので、今後も状況の把握をしまして効果の検証につなげていく必要というのがあるかと思っております。

続いて、3番になりますけれども、令和8年度募集、令和9年の4月に就学する児童の募集についてでございます。（1）のスケジュールで、これからの計画をお示しをしております。明北オープンDAYという学校見学会ですとか体験入学などに希望する児童や保護者が、就学後に認識と実態にずれが生じないよう、今後は丁寧な説明と対応に努めてまいります。

続きまして、4番でございますけれども、実際に学校現場での状況や取組などにつきまして、明北小学校の浅川校長先生にもお越しいただいておりますので、ご報告をいただきたいと思いますと思っておりますが、ちょっとこちら、この後、機材の準備がございますので、しばらくお

時間を頂戴したいと思います。お待ちください。

(写真の準備)

学校教育課長 それでは、準備が整いましたので、これより浅川先生にご報告をお願いします。
よろしくお願いします。

明北小学校校長 よろしくお願いいたします。明北小学校の浅川と申します。よろしくお願いいたします。

明北小学校に赴任しまして、今年で3年目ということになります。ちょうど小規模特認校が始まる前の年から今年度までお世話になっているということで、この取組について説明させていただきたいと思います。具体的なことをお伝えしたいと思いましたが、写真等を多く入れさせていただきながら説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、着座でお願いいたします。

この写真は、今年のリーフレットに使わせていただいた写真です。ちょうどきれいに桜が咲いた頃で、これも普通に、休み時間に撮りに行ったものであります。

まず、先ほどもお話しありましたが、オープンDAYは、学校のことを知っていただく、それは特認校の応募するご家庭だけではなくて、地域の人も保護者もみんな来ていただいて学校のことを知っていただくという機会にしております。それで、オープンDAYのところで学校説明を必ずしているんですね。それを抜粋したものを、ちょっと今日、どういうふうに地域に、明北小学校のことを発信しているかということが分かりやすいので、説明をまず最初のほうさせていただいて、その後、実際に小規模特認校での取組についてお話しさせていただきたいと思います。明科というとてもすてきな地名の場所にありますので、明科ということを中心にしながら明北小学校については毎回説明をしております。5月にもオープンDAYがありました。

まず、明科の『あ』ということで、「集まる学校」ということで、とても本当にいろいろなことで集まりやすい学校です。子どもたちが全校でこんなことをやってみよう、あんなことをやってみようと、本当に集まりやすい学校ということです。これは全校フルーツバスケットです。実は、これは3月の6年生を送る会の日だったんですけども、このときの児童会長が、全校でフルーツバスケットをやりたいと、児童会選挙のときに公約したんですね。なかなかできなかったんですけども、ここでようやく願いが達成しました。と言っていました。全校でできちゃうんですね。そこが本当にこの小規模の学校のよさなのかな、全校でこ

んなふうになると、全校で本当にフルーツバスケットができてしまうというような、こんなところ、すぐ集まりやすい、子どもたちの願いが形になりやすい学校なのかなということを感じております。

これは全校音楽です。2月の寒い時期だったので、視聴覚室で行いました。この何が特徴かというと、全校音楽は普通、音楽の専科の先生が前に出てきて、では歌いましょうなんて指揮をして歌を歌ったりなんかするんですけども、実は6年生がやってみたいということがあったんですね。全校音楽を子どもたちがつくり上げて、やったんですね。そうすると、6年生よかったねといったら今度5年生がやってみたいといって、それを見ていた4年生がやってみたい、最後は3年生が私たちもやってみたいということで、進行を6年生がやって、その後見ていてこういうふうにやればいいんだということも大分学んできたので、では、任せるといって、「パプリカ」という曲をやりたいと、司会を3年生がやったんです。そうすると、先生たちもではこれを盛り上げようよといって、ギターを弾いて、みんなでこの3年生が進めた全校音楽は、大成功で、大盛り上がりでした。

プールの、下の壁のところが大分汚くなっていたんですね。そのころ児童会長が、みんなで何か全校で楽しいことをやりたいと言ったんですよね。そうしたら先生たちもこれを聞いていたので、ここの、壁に絵を描きたいねということで、先生たちが動き出して、子どもたちも動き出して、では是非ここでやってみたいというような話になったんですね。ちょうど去年の今頃は、プールの下がこんな感じだったんですけども、その後こんな感じになりました。本当に壁画が実現したんですね。全校で絵を描いて、つくろうということで、6年生が図案を全校に募集したら、5年生の図案が採用されて、5年生が下絵を描いてくれて、全校でやりました。当日はこんな形で保護者にも来てもらったりとかして、みんなでこんなふうに描きました。これも実は縦割り班というもので行いました。だから、1年生、低学年になるべく描かせようとして、6年生はあまり筆を持たないんですね。1年生に「やってみな」とか言って、ペンキを運んだりするような役を5、6年生がやったりなんかしている姿がありました。

次に、明科の『か』ですね。環境のよいところ。本当にすぐ東に、雷山という山があり、廃線敷きがあり、安曇野市内で一番山に近い学校なのかなと感じています。自然が豊かということもありますけれども、ゆとりがあるんですね、教室も本当にゆとりがある。教室環境というところもいいところです。雷山にあずまやがあったり、ターザンロープがあったりして、本当に子どもたちは楽しんでいます。昨日も1年生が行ってきて、どうだったと聞いた

ら、楽しかったとか、また行きたいなんて言うておりました。これは1年生の教室であります。今年1年生が17人いますけれども、本当に余裕とゆとりがあって、いい環境だなということを感じております。

明科の『し』は少人数での学びが体験できる学校、本当に少人数だからこそ、先生と友達との距離が短いとか近いということと、あと、少人数だからこそ、特に児童会は6年生全員が役割を持って、委員長、副委員長などを行っております。私なんかはとても大きな学校で育ったんですけれども、委員長、副委員長になって児童会のことを中心になって進めるなんということはなかったんですけれども、この明北小の子ども、6年生は、そういう経験ができるということは、とてもいいことだな、とてもここは明北小学校の強みかなということを感じております。

グループ学習ですね。すぐ授業でグループで考えてみようかということで、すぐ机を動かして、こんな形でぱっとすぐできるんですね。すぐにこんな形でできる、少人数のよさかなと。この間、休み時間に行ったら、先生と子どもたちがオセロをやっていたんですね。こんなふうに子どもと先生の距離が近いのがうちの学校の良さかなということを感じております。

明科の『な』仲間づくりのできる学校ということです。本当に少人数ですので、縦割り班の活動をたくさんやっています。縦割り班だけではなく、異学年での活動もたくさん取り入れてます。どうしても自分のクラスだけだと10人とか、最大17人なんですけれども、17人だけの活動になってしまうんです。でも、全校でも今年89名です。ここで幾らやっても89名、だからこそやっぱり地域に出て、そしていろんな人たちと関わるというようなことを考えております。全校が友達みたいとよく子どもたちから聞きます。そして、明科の地は本当にすばらしいというか、いい環境なんですね。すぐ隣に北こども園があり、北こども園との交流もある。今度音楽会があるんですけれども、音楽会の練習のところを聞きにきてもらう、というような企画もしたり、桜の咲いていた頃、保育園の子たちが来て、ここでお弁当を食べていいですかと、ああどうぞどうぞと一緒に子どもたちがお弁当を食べていたりしていました。明科中、明南小、そして明科高校が学区内にあるということで、明科高校とも交流をしています。去年は、明科高校の2年生が全員来てくれて、クラブ活動で一緒にやってくれました。雷山の山道を整備するクラブがあるんですけれども、そこに高校生が来てくれたら、もう子どもたちは、すごい、高校生はすごい、こんなことができるんだと。

あと、バドミントンクラブの子たちに高校生がバドミントンを教えてくれていたんですよ。私、見ていたら、すごいんですよ。先生たちが教えるより高校生が教えるほうがとて

も上手で、子どもたちも聞いているんですよね。たまたま顧問の先生と話をする機会があって、事前に小学生はこういうことをしなきゃいけない、こういうことを気をつけなきゃいけないよと、大分レクチャーしてきてくれていたんですねなんて言ったら、顧問の先生はびっくりして、何もしていません、と言っているから、本当にああすごいな、高校生はすごいなと感じさせてもらいました。

これは、運動会の縦割り班で、本校は選抜リレーという、速い子だけ集めてリレーをやるということはやっていません。これは縦割り班で全員が参加してやるリレーなんですね。これが根づいているんですよね。本当に運動会の時期が近づくと、2時間目の休み時間とか、誰も何も言ったわけでも、先生がやれと言ったわけじゃないけれども、6年生とかが中心になって練習しているんですよね、自主的にね。ちゃんと面倒を見ながらやっている。この姿を見てみると、やっぱり代々伝わっていくんだと感じています。

これは休み時間にたまたま撮ったんですけれども、これは支援員の先生であります。支援員の先生が、1年生と遊んでいると、ほかの学年の子も集まってきてみんなで遊んでいます。これはちょうど桜の時期、廃線敷の桜までも見えて、すごく環境のいい学校だなということを感じております。

これから特認校制度についての詳しい話をさせていただきます。

先ほどもいろいろ推移についてお話がありましたけれども、昨年度、1年生が4名、3年生1名、5年生1名の合計6名、今年度は1年生が10名、3年生が1名ということで、11名が転入校してきました。全校で89名、昨年度は85名でしたので、僅かながらですけれども、増えています。これも特認校の制度によって、いろいろな方たちが転入学してくてくれるおかげもあるなということを感じております。

では、ちょっと詳細についてお話しさせていただきたいと思います。

これは、昨年度であります。5年生1名、3年生1名、2名とも穂高南小からの転入のお子さんでした。新入生につきましては、野外保育森の子のお子さんが2名、明科北こども園から1名、有明の森こども園から1名ということです。入学してきたお子さんの居住地は、森の子は、2名は穂高の子と豊科の子、北こども園の子は1名、明南小学区の子、この子は北こども園にいたので、明南小の学区でしたけれども、園の友だちと一緒に学校に行きたいということで、特認校制度を使って来ました。有明の森こども園からの子は穂高ということでありました。

これが今年度の内訳であります。今年3年生で来たお子さん1名は、穂高南小からのお子

さんでした。1年生10名は、森の子の子が5名、北こども園から1名、穂高幼稚園から1名、南穂高こども園から1名、有明あおぞらこども園から1名、安曇野シュタイナーこども園おひさまから1名ということであります。今年も穂高の子が多く、穂高とか、三郷の子も1名ということに来ております。

この2年間の傾向として、まず、転学ですが、2年生から5年生の子が3名ですけれども、3名とも穂高南小からということでありました。新入生においては、この2年間で森の子のお子さんが多いです。7名合わせて来ております。来ているお子さんたちの居住先は、穂高のお子さんが11名、豊科のお子さんが4名、三郷のお子さんが1名、明科、明南小のお子さんが1名ということで、やはり穂高の地区からの転入学が多く、約65%ぐらいが穂高から転入学してきているという結果が見えてきました。

2年間で見てきた成果ということでもありますけれども、やはり新入生は、昨年4名、今年度10名来ています。地元の子たちだけだと、ずっとほとんど保育園から同じような人間関係で来るんですけれども、いろんな子が入ってくることで、いろいろ人間関係、低学年なのでこれからだと思いますけれども、人間関係が広がってくる機会是可以るんじゃないかなということ 생각합니다。

見ていて感じるのは、昔、私が担任をやっていた頃なんかは、同じ保育園の出身者だけで1年生が固まって遊んでいたりと、なかなか交わることがなかったんですけれども、この1年生、2年生を見ていると、あまりそういうことは関係なく、みんな交ざって普通に自然にやっているんですね。どこの子がどこの園から来た、ということはほとんど分からない感じで、本当に自然に関わっている姿がうれしいなと思います。これがちょっと象徴的な姿かなと思っている姿です。たまたま休み時間に歩いていたら、これは2年生なんですね、みんな将棋をやっているんですね。担任の先生が将棋が好きだということもあるんですけれども、みんなどこの園の出身だとか、どこから来ているとか、特認校の子とか、もう全然関係ないです。もうみんな交じってこんなふうに行っている姿がいいなということを書いて、ちょっと撮らせていただいた1枚になります。

次に特認校として取り組んできて、実際にやってみて見えてきたこと、改善してきた点です。どうしても最初は「学区外」の子とよく言っていたんですけれども、ある先生から「学区外」という言葉でなく何かいい名前を考えましょうよという提案があったんですね。そしてみんなで検討した結果、特認校で来ているお子さんは、「安曇野」という名前呼びましょうということにしました。特認校で来たお子さんたちは、地区は安曇野という名称にしま

した。

それと、保護者アンケートから、子どもたちがこれから増えていくと、車での送迎だと駐車場が狭いので、心配だとありましたので、学校運営協議会でも話題を出したら、委員さんのほうから、北こども園の駐車場を借りてみたらどうですかと提案していただいたので、実際に教育委員会や北こども園の園長先生にもお願いしたら、それが可能ということになって、早速使わせていただいております。北こども園の駐車場も使えることは本当にありがたいなということをおもっております。

それと、オープンDAYですけれども、実は、最初は年2回だったんですけれども、これを年に3回にしました。1学期中には、新入生のことについてのところを取り扱って、2学期からは2年生から5年生の転学のお子さんのことについて扱っていきこうとなっていて、年に3回ということでオープンDAYということを開かせていただいて、学校のことを知っていただくというような機会を多く持つようにしております。これは先ほど、5月にあったオープンDAYの様子ですけれども、説明をした後、教頭のほうで学校案内をしています。

課題が幾つかありました。2年間やってみて感じるのは、転学のほうは特に特定の小学校から、他の学校からは入ってこないこと、子ども園もそうですね、特定の保育園から大勢来るといようなことがある。それと、堀金地区からは今のところゼロなんですね。三郷からは今年1名ありましたけれども、毎日の送り迎えということを考えると、やっぱり地理的な要因で、やっぱり穂高地区は近いんですね。そういうことで、やっぱり穂高の子が大勢来ているのかな、やっぱり堀金、三郷のところは、通うことはちょっとやっぱり難しさがあるのかなということを感じています。

それと、保護者の方から送り迎えだと歩かないからと、登下校のときには少し歩かせたいという話も出てきています。明科駅で降ろしてそこから歩かせていいですかとか、高学年になったら、うちの近くであづみに乗せて登校させたいなんていう話も出てきています。就学の条件の中に、リーフレットの中にもありますし、校長面談でも確認をするんですけれども、通学について保護者が安全確保については全部責任を負うこと、学校の敷地へ入るまでは保護者の責任でやってくださいということになっておりますので、そこは了承していただきたいということで、話はしています。今のところ1年生が多いので、高学年のお子さんもありますけれども、どこかで降ろしてというようにでなくて、学校までの送り迎えをしている状況であります。明科駅で降ろしてあづみに乗って来るというのは、これは今のところはいませんが、そのうち将来的にはそういうふうになってくるお子さ

んたちが出てくるのかなということを考えております。

それと、昨年5年生で入学してきたお子さん、今年6年生になりました。いよいよまた進学先を考えていかななくてははいけないんです。地元の中学校に戻るのか、それとも明科中学校のほうへ進学するのか。この明科中学校への進学が可能であることはありがたいことです。今後、今転入学してきた子たちが大きくなってくれば、この進学先の選択問題が課題となってくると考えております。

それと、諸事情の理由で、今いる学校から小さい学校に行きたい、明北小学校は小さい学校だから、明北小学校にすぐ転校させたいが、できるのかとの問合せが来ています。実は、今日もそういうお子さん、ご家庭が見学に来ました。本校は、安曇野市の小規模特認校制度に基づいた学校でありますので、学区外で途中からということは、この制度を使った学校であるから難しいですよというような話をさせていただいています。今日も来たお子さん、ご家庭には、こういう学校ですと途中で入るとは難しいです。手続を踏んで9年度の4月1日から入学したい、ということだったら幾らでもできますよという話をさせていただきました。リーフレットにもちゃんと書いてあります。年度の途中からは難しいと。やっぱり小規模特認校制度を使って運営していくということを決めた学校ですので、実は今転入学してきているお子さんたちも諸事情があつて、すぐに明北小に来られないかというようなご希望もありましたが、手続を踏んで4月1日から転入学してきてくださいということで、お約束して来ています。手続を踏んで転入学してくる学校である、これは特にここで小さい学校だから、大きい学校は無理だから来させるということではできないということは、やはり周知していかななくてははいけないと考えております。

それと、PTAのことについても、おかげさまで本校PTAの加入率は100%に近い、ほぼみんな入ってくれています。特認校のお子さんたちも入ってくれていて、ありがたいんですけれども、PTAの中でこんな課題が出てきております。校外指導部、各地区の役員なんですけれども、「安曇野」の子たちから校外指導部の役員を出すということがちょっと難しい。いろんな地区から来ているので。そうすると、将来的には役員を担うという点で不公平が生じてくるという心配が出てきていました。

それと、それぞれの地区、夏休みや冬休みの地区の行事があるんですけれども、特認校で来ている「安曇野」の子たちというのは、住んでいるところがばらばらなので、それぞれの自分の住んでいる地区のところでの参加が増えてくると思うんですけれども、明北小学校の仲よしの友達のいる地区の行事に出たいというようなことになってくると、やっぱり区費の

問題、保険の問題だとか、いろんなものがあったり、区長さんとのどういうふうアプローチしていけばいいのかとかということが課題になっています。希望があった場合、明北小学区内の地区の行事への参加、安曇野地区のお子さんたちはどのようにしていくのが課題となって、PTA常任委員会のほうでも出ています。

長くなってしまいましたが、以上であります。ありがとうございました。

市長 明北小学校、浅川校長先生ありがとうございました。

報告第1号につきまして、いろいろご説明等いただきましたけれども、皆さんから何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

(発言する者なし)

市長 よろしいですかね。

では、続きまして、第2号に入らせていただきます。

それでは、事務局のほうで説明をお願いします。

文化課長 文化課長、三澤です。

それでは、私のほうから、報告第2号、第118回日展 安曇野展について、概要を説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

5月2日から31日まで安曇野市美術館で開催しています第118回日展 安曇野展は、美術館を指定管理する公益財団法人安曇野文化財団と公益社団法人日展が主催し、昨年の秋に東京の国立新美術館で開催された展覧会を巡回しているものです。

日展は、明治40年の第1回文部省美術展覧会以来、通算して118回目となります。ここで展示されました約3,000点の作品が展示されてきたわけなんです、この数字からも分かるとおり、日本最大級の公募展です。

今回の安曇野展では、巡回展のために選抜されました作品193点と、長野県在住の日展会員や入選作家の作品57点を展示しています。巡回展の開催場所は、他に京都、名古屋、大阪、金沢で、安曇野は令和4年以来、4年ぶり2回目の開催となります。

安曇野市と安曇野市教育委員会は、この展覧会を共催しておりまして、負担金600万円を支出しています。この大規模な展覧会を開催するためには、この負担金と来館者から頂戴する入館料収入で賄うということは難しいため、市内の企業の皆さんから協賛金を頂戴しています。これらの企業の皆さんのご協力もありまして、市内全中学校の2年生にこの展覧会を鑑賞するためのバスを手配することができました。

ここで、実際に生徒たちを連れ、日展を鑑賞いただきました三郷中学校の沓掛先生から、中学生の様子をご紹介いただきたいと思います。

三郷中学校教諭 皆さん、こんにちは。

今年度から三郷中学校美術教諭として勤めております沓掛隆です。三郷中の校長として5年間勤めさせていただいて、教諭に戻りましたら校長では見えなかった姿が見えまして、新鮮な日々を送らせていただいています。

さて、日展安曇野展では、安曇野市内全中学校の2年生をお招きいただき、大変ありがとうございます。学校体制で美術鑑賞ができ、美術館に足を運べる機会をつくっていただいたことに大変感謝しております。

本校は5月8日の午前中、全中学校のうち、一番最初に鑑賞させていただきました。安曇野市の大型バス2台、そして小型バス2台を配置していただいて、時間をずらして往復全5クラスの送迎をしていただきました。前半3クラス、それから後半2クラス、それを半分に分けて、前半は3クラスを1クラス、半分に分けて、AとBに分けさせていただいて、学芸員の方に、1階と2階、それぞれ20分間ずつご案内、解説をしていただきました。事前に学芸員さんと打合せをさせていただいて、本校の実態に合った形での鑑賞をさせていただいたことに大変感謝しております。生徒は、短い時間ですが、学校から配布したこのような感想記入用紙を渡しまして、そこに、短い時間ですけれども、気に入った作品をメモしながら鑑賞しました。

感想を紹介します。

・雪解け2という作品について、白が多い中で鳥がいたり川が流れていたりして、すごくきれいな自然の景色が描かれていてきれいだと感じた。色がはっきりしていてもお互いが目立ち合っていてすごいと思った。木の枝も一本一本細かく描かれていて現実味が感じられた。

また、別の生徒は、日本画の岸野圭作さん、この作品ですけれども、内閣総理大臣賞、この方は三郷在住ですので、そんなこともありまして、多くの生徒が鑑賞をメモしています。

・大量のもみじの落ち葉が描かれていて、一つ一つ色が微妙に違って、その中にも光が差して光っていてきれいだった。

また、別の生徒は、

・暗いところと明るいところの差がリアル。右から光が差し込んでいるような感じがある。

また、別の生徒は、

・絵がもみじしかなく、すごく秋を伝えようとしている感じだったし、もみじが光ってい

る場所もあって、それは陽が当たっているからすごくきれいだと感じた。

などと、地元三郷在住の岸野さんの最高賞を授賞した作品に注目した生徒も多くいました。

安曇野で日展が開かれ、県内、市内作家の作品が展示されたことにも大きな価値がありました。こんなすごい展覧会に地元の方、県内の方が入賞、入選されているということを知る機会となったということです。

彫刻では、シュプリングエン25-2という作品について、

- ・立体的にすごくきれいにつくられていて、見ているのが楽しかったから気に入った。

などと、平面の写真では分からない造形の面白さや素材の美しさを味わうことができています。

工芸美術についても、実物を見ることで、その種類の豊富さや美しさを感じ取ることができていました。

また、書については、学芸員さんから、絵を見るように見るといいよというような見方を教わりましたので、こんな感想を書いています。

・書は何と書いてあるか分からなかったけれども、だんだん下がっていったりのリズムを感じ取れてとても楽しかった。

特に書は見る機会が少ないので、貴重な機会となったようでした。

また、日展安曇野展を鑑賞した全体の感想も書かせたわけですが、その中にこんな感想があります。

・五つの部門があって、特に洋画が印象に残りました。まずは、日本画と洋画の違いに驚きました。絵なんて描いている素材は一緒でしょうと思っていたけれども、日本画は石を削ってのりでくっつけてざらざら感を出していて、日本の美しさを表しているのはとてもすごいと思いました。洋画は、絵の具を使ってリアル感を出していて、日本画と洋画には思ったより違いが多くありました。また、彫刻の形などにも驚きました。彫刻は絶対削るのが大変なのに、自分より大きいものを一生懸命つくってきたというのがすごく伝わって、いい機会になりました。美術の美しさ、楽しさをたくさん感じられました。

こんな感想を書いてくれました。

この日展の特徴である日本画、洋画、彫刻、工芸美術、書の5分野が一堂に会しているこの日展の魅力を、生徒たちは感じる事ができたことを表しています。

また、別の生徒は、

- ・ふだん見られないものを見られてすごく貴重なものになった。写真みたいな絵や自分に

はよく分からなかったけれどもすごいリアルな彫刻など、この日展に行けて本当によかったし、また見に行ける機会があったら行ってみたい。

こんなふうに書いてくれました。

京都、名古屋、大阪、金沢、そして安曇野、この5か所しかない、この貴重な安曇野展が開催された日展の重要性を感じ取ってくれた生徒です。そして、日展の作品は写実系の作品が多いわけですが、中学生にとっては非常に分かりやすい表現が集結していますので、その点も実態に合っていたように感じます。

これらのことから、安曇野市の全中学校2年生がこのようなすばらしい体験ができたことを、大変に大きな成果だと感じました。

以上で、報告を終わります。

市長 沓掛先生、どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお出しいただきたいですけれども、よろしいですかね。報告ということで。

(発言する者なし)

市長 それでは、次、報告第3号について、事務局のほうから説明をしてください。

学校教育課長 学校教育課長、櫻井です。

それでは、資料21ページをお願いいたします。

報告第3号、安曇野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてご説明いたします。

まず、趣旨でございますけれども、この3月の定例教育委員会におきまして、本計画の承認をいただいております。そして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法でございますけれども、こちらでは、第8条に計画策定の規定がございます。その第3項におきまして、計画を定めたときには公表と総合教育会議への報告することが定められております。このことによって、今回ご報告させていただくものでございます。

続いて、2の経過等でございますけれども、まず、本計画の策定に至る経緯でございますけれども、公立学校の教職員につきましては、人材確保の観点から、一般の行政職の方よりも優遇されているというような状況がございます。その一方で、給与月額の4%相当の教職調整額というものを支給されておきまして、そのため、時間外勤務手当については支給がございません。

資料22ページのほうをお願いいたします。

この4%という値が、昭和41年の調査を基に定められたものでございます。現在の勤務状況とは大きな乖離があるということで、今後徐々に引き上げていくことが予定されております。そうはいいましても、そもそも教職員の長時間勤務そのものが問題ということがございまして、改善の必要性があるということから、その業務量を管理をすることで教職員の在校時間の短縮への意識づけ、それから、実際の在校時間の抑制につなげ、教職員の体調悪化を防ぐこと、それから、国では、令和11年度までに1か月の時間外在校時間を30時間程度とすることとしておりまして、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現しまして、意欲的に日々の勤務に従事していただく、そういった環境づくりを目指しております。

3の計画策定につきましてでございますが、この計画の策定に当たりまして、安曇野市で実態調査をいたしましたところ、平均の1か月の時間外在校時間が、小学校で32時間56分、それから、中学校で37時間21分となっております。その中で、45時間を超える職員がそれぞれ25.0%、30.1%、さらに80時間、この80時間というものですが、2か月から6か月ぐらいこの平均で80時間以上という場合は、過労死ラインと言われているものでございます。この目安を超える職員、教職員ですが、3.6%と9.6%いるという状況でございました。

資料23ページのほうをお願いいたします。

全ての市内の学校を対象に、昨年12月に行いました調査で、国が指針で示しております19業務について、時間外勤務の平均時間というものを算出しました。小学校と中学校では、教職員が、業務に差がございましたけれども、共通して授業の準備に時間をかけているというような状況が浮かんでまいりました。

資料25ページから31ページまでは計画についてでございますけれども、特にこの中の28ページのほうをご覧いただきたいです。

この計画の中では、教職員の業務量削減に向けた学校の取組について、具体的にお示しをさせていただいております。学校長が自校の状況を踏まえまして、効率的に時間外在校時間の削減を進めるために、これらのメニューの中から選択的に施策メニューを取り組んでいただく、そういった形の中で、より効率的な削減というのを進めていただけるようになっております。

それから、資料の30ページ、ちょっと飛ばさせていただきますけれども、30ページのほうをお願いいたします。

計画の進捗状況を管理するために、(1) 計画の目標と (2) の各施策の目標というところ

ろからあるように、6項目、7つの内容につきまして、年度ごとに調査をこれから実施してまいります。その結果につきましては、今後定例教育委員会ですとか、本日の総合教育会議の場におきまして報告をする予定でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

市長 報告3について、今説明がございました。報告がございました。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お出しいただきたいと思いますけれども。

(発言する者なし)

市長 よろしいですかね。

では、すみません、報告ということでお願いいたします。

それでは、報告第4号について、説明をお願いします。

保育所長 こども園幼稚園課、保育所長の平川と申します。よろしくお願いいたします。

こども誰でも通園制度について報告いたします。

以降、着座にて失礼いたします。

資料33ページ、34ページをご覧ください。

こども誰でも通園制度導入につきましては、次のような背景があります。令和5年度のこども家庭庁の調査によりますと、ゼロから2歳児の約6割が未就園児であるとのデータがあります。ちなみに、安曇野市においては、2歳児の未就園児は約4割となっております。こうした公的保育の手が届きにくい家庭がある状況の中で、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備することが重要であるとの観点から、月一定時間での利用枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度として、こども誰でも通園制度が創設されました。

令和7年度に制度化、今年度、令和8年度に本格実施ということで、安曇野市でも4月より開始されました。従来の制度では、保護者が働いているかどうかは保育施設利用の基準となっていました。しかし、こども誰でも通園制度では、就労状況や理由を問わず、誰でも子どもを保育施設に預けることができるようになります。

制度の大きな目的としましては、次のような点が挙げられます。一つ目は、子どもの成長の観点からの意義です。家庭とは異なる経験や地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること、同じ年頃の子ども同士の触れ合いから、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり成長できること、年齢の近い子どもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど、成長発達につながる豊かな経験をもた

らすことが挙げられています。

二つ目は、保護者にとっての意義です。専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、孤立感、不安感の解消につながることで、保育者の接し方を見ることにより、子どもの姿を客観的に捉えられ、保護者自身が親として成長できること、様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源、つまり子育てを抱え込まずに頼ることのできる仕組みや人、施設、サービスを活用することにつながることで挙げられています。保護者にとっては、相談相手がいない不安や日々の育児負担がかかる孤立した育児を解消することや、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を評価する意味合いも含めて、子育てしやすい環境を整えることにつながるものと思われます。

また、一時預かり事業と似た制度に感じられますが、一時預かり事業は保護者の休養への対処やリフレッシュといった保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対し、このこども誰でも通園制度は、保護者のために預かるのではなく、子どもの育ちを応援することが主な目的となります。

次に、制度の概要です。この制度の対象は、保育施設に在籍していない生後6か月から満3歳未満の未就園児となります。利用時間は子ども一人当たり月10時間を上限とし、1時間単位で利用可能となっております。受入れ時間ですが、特に規定はなく、安曇野市としては、平日の9時から15時としております。利用料は、国の標準に準じて1時間当たり300円としました。安曇野市における制度実施園については、公立認定こども園では南穂高認定こども園1園にて実施しております。

次に、4月の利用状況です。利用家庭は2家庭、利用人数は3人でした。ちなみに、この制度は住んでいる自治体に関係なく、他の市町村の施設でも預けることができる仕組みとなっておりますが、今回は全て安曇野市在住の方となっております。1日の利用時間は、1時間か2時間の利用にとどまっており、今回、給食利用はありませんでした。ちなみに、5月につきましては、一時預かり保育と併用の方も含め、2名増となっております。6月からの利用希望者の面談が現在数件行われており、6月から利用者が増えてくるものと思われます。

最後に、保育所長としての見解を申し上げます。今、子育てにおいても様々な情報が簡単に手に入り、便利になった分、選択肢が多過ぎてその便利さが壁となっているように感じます。家族や社会の形にも変化が生じ、向こう三軒両隣と言われていた時代とは違ってきているようにも思います。そうした中で、家庭で孤立しがちな保護者や子どもの存在は、現代における社会問題の一つとなっています。この制度は、孤立しがちな親子、社会が温かい目

で見守り、関わるための仕組みとして、社会とつながる一つの手だてとしての役割を担うものではないかと考えます。そのために、保育という専門職として支援できることには意義があると感じております。

今年度より一時預かり保育の予約日程を早め、一時預かり保育の希望日程がかなわなかった家庭の利用も視野に入れております。先ほども申し上げましたとおり、一時預かり事業とこの制度の意味合いは異なりますが、一時預かりの単なる代替措置としてではなく、両制度を柔軟に運用しながら、目の前の親子を救えたらと考えております。

ただ、課題として感じているところもあります。この制度は、日常的に通園している在園児と異なり、月の何日かの利用にとどまります。たまに利用するお子さんの健康状態や発達状況を短時間で把握する必要があります。その上で、安全に保育を行うことの難しさを今感じているところです。また、利用するお子さんにとっては、たまに利用するからこそいつも同じ慣れた保育士であることで安心するものと思われれます。その点では、保育士の確保は重要ですが、現在の保育現場において保育士不足は否めません。今年度は、誰でも通園制度専門の保育士が確保されていますが、各園の通常の園運営の保育士の確保も例年課題となっており、安定した人員確保が必要であり、課題であると感じています。

4月の制度実施開始からの現状について、実施しております南穂高認定こども園、外山園長に話を聞きました。月にほんの何度かの1時間や2時間の時間となるため、まずは園の雰囲気や保育士に慣れることから始まり、また次にくるときにはリセットされていることもある。この制度の根幹である子どものそだちの具体的な意義として、同じ年頃の子ども同士の触れ合いをするというところに行きつくには少し時間を要することがある、そこが今の課題であるとのことでした。

現在は、まだ始まったばかりのスタート地点であり、明確な課題は今後実施する中で出てくるものと思われれます。この制度の目的である子どもの成長を応援することを主軸に、今後現場と連携しながら進めてまいります。

以上をもちまして、こども誰でも通園制度に関しての報告を終わります。

市長 ただいま報告第4についてありましたけれども、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(発言する者なし)

市長 よろしいですかね。では、報告ということで了承願いたいと思います。

それでは、2番のその他に入りますけれども、委員の皆様、または事務局のほうから何か

その他はございますでしょうか。

(発言する者なし)

市長 委員の皆さんも、よろしいですか。

それでは、これで本日の総合教育会議につきましては、閉じさせていただきます。皆さん、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。今後もまたよろしくお願いいたしますします。

それでは、事務局のほうに進行をお返しします。

◎閉 会

教育部長 ありがとうございました。

長時間にわたりまして慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

本日いただきました貴重なご意見を参考にさせていただきまして、今後の教育行政の推進、それから充実に取り組んでまいりたいと考えております。

本日の会議事項は、これで全て終了となります。これで令和8年度第1回総合教育会議を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。